第三十条第一項ただし書中「包括の」を削り、同条第三項第二号中「（賦課課税方式）」を「（税額の確定の方式）」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の課税物品に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の次に次の一条を加える。

（申告書の提出先の特例を適用しない物品の指定）

第四十五条の三の二　法第八十五条第三項（法第八十七条の七第二項及び第八十八条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める物品は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1bに規定する資材、需品又は装備とする。

第四十八条の九第七項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第四十八条の十一第四項第五号中「に係る税関、当該引取り」を削り、「年月日及び」を「税関及びその年月日並びに」に改める。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

一　コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第十条

二　相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項

三　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四〇号中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第二項又は第三項第二号」に、「第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の手続の特例）」を「第五十九条の六第一項第二号（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請）」に改め、同表第四〇号の二中「承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する」を削り、同表第六四号の五中「提示」を「提出」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第九条及び第十三条第一項の規定の適用については、第四条の規定による改正前の通関業法施行令第二条、第四条、第五条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第五十五号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）の施行に伴い、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則等の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の五の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第七条の六　令第五十九条の七第四項（特定輸出者等の輸出申告手続）（令第六十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同項に規定する輸出申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

第八条の三第一号イ(2)中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第三項」に改める。

第八条の四第六号中「第六十七条の三第四項」を「第六十七条の三第二項」に改める。

第九条を第八条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第九条　令第五十九条の二十第二項（特例輸入者等の輸入申告手続）（令第三十六条の三第八項（令第五十条の二、第五十一条の四第四項及び第五十一条の十二第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して令第五十九条の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

第九条の六第四号中「チまで」を「ホまで」に改め、同条第六号中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第九条の七第二号中「第五十九条の五第二項」を「第五十九条の七第二項」に、「特定輸出申告の申告事項等」を「特定輸出者等の輸出申告手続」に改める。

（通関業法施行規則の一部改正）

第二条　通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条第八号」を「第六条第十号」に改め、同条第三号中「第七号まで」を「第九号まで及び第十一号」に改める。

第二条中「第二条の二第三項」を「第三条第三項」に改める。

（関税定率法施行規則の一部改正）

第三条　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「、その輸入地を所轄する」を「当該物品の輸入申告をする」に改める。

第十三条中「申請書の添付書類」を「手続」に改め、「当該原料品の輸入地の」を削る。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第四条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その輸入地を所轄する」を「当該物品の輸入申告をする」に改める。

附　則

この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。